

千葉市谷津田の自然の保全に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉市谷津田の自然の保全施策指針（平成15年7月策定）の趣旨を踏まえ、本市が実施する谷津田の自然の保全に関し必要な事項を定めることにより、長い間、水田や雑木林等における農的な営みと共に育まれてきた谷津田の自然の多様な生態系や自然的景観を保全し、もって市民のうるおいと安らぎのある生活に資することを目的とする。

(対象区域の設定)

第2条 市長は、谷津田の自然の保全に当たり、谷津田、湿地及び畑並びにその周辺の斜面林等（以下「谷津田等」という。）のうち、景観、動植物の生息環境等を特に重点的に保全すべき区域を設定するものとする。

(谷津田等の保全区域の指定)

第3条 市長は、前条の規定により設定した対象区域のうち、土地所有者との間に谷津田等の保全に関する協定（以下「保全協定」という。）が締結された土地及び市有地等一定の区域を、谷津田等の保全区域（以下「保全区域」という。）として指定するものとする。

2 市長は、前項の規定により指定された区域内に、保全区域である旨を表示した標識を設けるものとする。

3 市長は、第1項の規定による保全区域の指定を行ったときは、その旨を公告するものとする。指定を変更し、又は解除したときも同様とする。

(保全協定の締結)

第4条 市長は、前条第1項の規定により民有地を保全区域として指定しようとするときは、当該区域の土地所有者（以下「土地所有者」という。）と、別に定めるところにより保全協定を締結するものとする。

2 保全協定の期間は5年とする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

3 市長は、前項の期間が満了する日の3月前までに、土地所有者から協定解除の申出がないときは、5年を超えない範囲で協定を更新できるものとする。

4 市長は、第1項の規定により保全協定を締結する場合において、当該保全協定の対象である土地に使用収益権者（当該土地について永小作権、賃借権等の使用収益を目的とする権利を有している者及び当該土地に存する立木の所有権を有する者をいう。以下同じ。）がいるときは、当該使用収益権者との間においても、保全協定を締結するものとする。この場合において、前2項の規定は、当該保全協定の締結について準用する。

(活動協定の締結等)

第5条 市長は、谷津田等の保全及び活用に係る活動を促進するため、特定非営利活動法人その他のボランティア団体等（以下「活動団体」という。）から、谷津田等の保全及び活用に係る活動の申請書（様式第1号）により保全区域において谷津田等の保全及び活用に係る活動を行う旨の申請があった場合で、土地所有者（使用収益権者がいる場合にあっては、土地所有者及び使用収益権者。以下この項並びに次条及び第7条において同じ。）が同意したときは、活動団体及び土地所有者と、別に定めるところにより、谷津田等の保全及び活用に係る活動に関する協定（以下「活動協定」という。）を締結することができる。

- 2 活動協定の期間は、保全協定の期間の満了する日までとする。
- 3 市長は、活動協定を締結した活動団体に対し、活動を支援するために必要な措置を講ずるものとする。

(行為の制限)

第6条 保全区域においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、土地所有者、活動団体又は本市が保全協定若しくは活動協定に基づいて行う場合又は耕作若しくは森林施業として行う場合は、この限りでない。

- (1) 耕作、森林施業等の支障となる行為
- (2) 木竹を伐採し、若しくは動植物を採取し、又はこれらを損傷し、若しくは譲渡すること。
- (3) 建築物、工作物等の建築若しくは築造、移転又は撤去
- (4) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質変更
- (5) 前各号に掲げるもののほか、保全区域の自然を保全する上で支障となる行為

(事前協議)

第7条 土地所有者は、保全協定締結後において次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長と協議しなければならない。

- (1) 保全区域内に所在する土地、木竹、施設等に係る権利を移転し、又は新たに設定するとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、保全協定を継続させることが困難となるおそれのある事由が生じたとき。

(奨励金)

第8条 市長は、保全区域として指定された区域の土地所有者又は使用収益権者に対して、当該区域における谷津田等の保全の協力等に対する代償として、毎年度予算の範囲内で奨励金を交付することができる。

- 2 前項に規定する奨励金の額は、次の各号に定めるところにより算定して得た額とする。
 - (1) 奨励金の年額は、保全区域として指定された区域の面積1平方メートルにつき10円をもって算定した額とする。
 - (2) 年度途中で保全協定を締結し、又は当該協定を解除したときは、前号の額に協定実施期間の月数を12で除した数を乗じて得た額とする。
- 3 奨励金は、会計年度ごとに交付することとし、その交付の時期は当該会計年度の末とする。

(氏名等の変更の届出)

第9条 第4条第1項及び第4項の規定により協定を締結した者は、氏名及び住所(団体にあつてはその名称、所在地及び代表者の氏名)に変更があつた場合には、すみやかに氏名等変更届出書(様式第2号)を市長へ届け出るものとする。

- 2 前項の規定は、第5条の規定に基づき活動協定を締結した活動団体について準用する。

(承継)

第10条 保全協定の対象である土地について相続、分割、譲渡などにより新たに土地所有者となった者は、当該保全協定を承継することができる。

- 2 前項により保全協定を承継した者は、保全協定承継届出書(様式第3号)を市長へ届け出るものとする。
- 3 第1項の規定により承継した保全協定の協定期間は、承継前の保全協定の残期間とし、第4

条第3項に規定する協定の更新は適用しない。

4 前3項の規定は、当該保全協定の対象である使用収益権者について準用する。

(谷津田等の保全区域台帳)

第11条 市長は、保全区域台帳を作成し、これを保管するものとする。

2 前項の保全区域台帳は、土地調書、施設調書、図面をもって組成する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、谷津田の自然の保全に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。